労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その1

1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)を改正し、足場等の 墜落防止措置等の強化を図ってきた。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果を把握し、その結果に基づき所要の措置 を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討を行い、その検討結果(平成26年11月)を踏まえ、必要な改正を行うものである。

2. 背 景

- (1)足場からの墜落災害発生状況の推移
- <u>足場からの墜落災害は長期的には減少傾向</u>であったが、<u>近</u> 年、増加傾向となっている。
- 死傷墜落転落災害における<u>足場からの墜落災害の割合</u>も、<u>近</u> 年、増加傾向となっている。

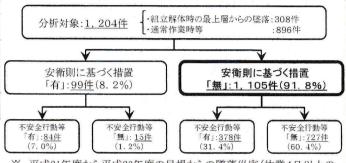
表 足場からの墜落災害発生状況の推移

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業	22,809	22,386	19,280	16,143	16,983	17,073	17,189
全体	(594)	(508)	(430)	(365)	(342)	(367)	(342)
うち、①	8,312	7,819	6,629	5,408	5,802	5,892	5,983
墜落、転落	(260)	(190)	(172)	(159)	(154)	(157)	(160)
うち、②	1,521	1,398	1,133	713	847	853	958
足場から	(47)	(26)	(31)	(45)	(25)	(24)	(31)
2/1	18.3%	17.9%	17.1%	13.2%	14.6%	14.5%	16.0%
割合(%)	18.1%	13.7%	18.0%	28.3%	16.2%	15.3%	19.4%

※「労働者死傷病報告」に基づく休業4日以上の死傷災害 ()内は、「死亡災害報告」に基づく死亡災害 (2)安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

○ **安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていな かったもの**が**約9割**を占める。

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上の 死傷災害)を分析したもの。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その2

3. 改正の概要

(1)足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<現行>

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

<改正後>

足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。) **を特別教育の対象**とする。

(2)足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

<現行>

① <u>幅は40cm以上</u>、 <u>床材間のすき間</u> は3cm以下

床材間の すき間3cm以下



② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、 作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困 難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取 り外す場合において、一定の要件を満たしたとき は、これらの設備を設けないことや取り外すことが できる。

<改正後>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる<u>作業床の</u>
要件

① 現行①に加え、床材と建地と のすき間は12cm未満とすること を追加する。



- ② 現行②の一定の要件として、 当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止 することを追加する。
- ③ <u>作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したとき</u>は、 当該<u>作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態</u> <u>に戻さなければならないこと</u>を追加する。
- ④ **②及び③**については、**架設通路及び作業構台について も同様の措置**を追加する。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その3

(3)足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

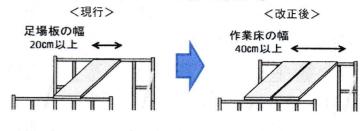
<現行>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

- ※ 事業者が講じなければならない墜落防止 措置等
 - イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること
 - ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
 - ハ 悪天候のため、作業の実施について危 険が予想されるときは、作業を禁止するこ と
 - 三 足場材の緊結等の作業にあっては、幅 20cm以上の足場板を設け、労働者に安 全帯を使用させる等労働者の墜落による 危険を防止するための措置を講ずること
 - ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり 網等を労働者に使用させること

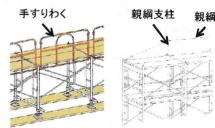
<改正後>

- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- ② **足場材の緊結等の作業**を行うときは、次の措置を講ずることとする。
 - イ 幅40cm以上の作業床を設けること。
 - ※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。



□ 安全帯取付け設備 等の設置及び安全帯 を使用させる措置を 講ずること。

※ ただし、これらの措置 と同等以上の効果を 有する措置を講じた ときを除く。



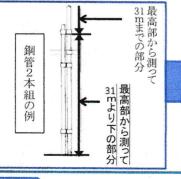
安全帯取付け設備の例

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その4

(4)鋼管足場に係る規定の見直し

く現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、 建地の最高部から測って 31mを超える部分の建地 は鋼管を2本組とすること。



<改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する 荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。) <u>が最</u> 大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の 荷重をいう。) <u>を超えないときは、鋼管を2本組とするこ</u> とを要しないものとする。

(5)注文者の点検義務の充実

く現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者 に足場又は作業構台を使用させる場合であって、強風 等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場 又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場 の状態等について点検し、危険のおそれがあるとき は、速やかに修理すること。



<改正後>

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、 当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること**とする。

4. 施行日等

平成27年7月1日施行(予定)。

ただし、特別教育等に関し、必要な経過措置を定める。